鹿児島県公報

平成29年1月31日(火)第3284号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 1 (農地整備課取扱い) 2

(監理課取扱い) 2

(河川課取扱い) 2

(建築課取扱い) 5

ページ

告示

公

- ○保安林の指定の解除予定(2件)
- ○県営土地改良事業の計画の変更
- ○公共測量の終了
- ○公有水面の埋立ての免許
- ○道路とみなされる道の指定(4件)
- ○平成28年度自衛官の募集
- ○道路の位置指定

告

○平成28年度行政書士試験合格者公告

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(市町村課取扱い) 7

(危機管理防災課取扱い) 6

(大隅地域振興局取扱い) 7

(生活安全企画課取扱い) 7

· 告 示

鹿児島県告示第79号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 薩摩川内市里町里字宮ノ前4135番 2・字塩屋ノ元4208番・4209番 4・4209番 5 (以上 4 筆 について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第80号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

薩摩川内市里町里字宮ノ前4135番2・字塩屋ノ元4208番・4209番4・4209番5 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第81号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(旧:畑地帯総合整備)(農道整備、農用地保全及び土層改良) 額娃中部西地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年2月1日から同月28日まで

3 縦覧場所

南九州市頴娃支所耕地林務課

鹿児島県告示第82号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により, 鹿児島市長から平成28年6月28日鹿児島県告示第648号で告示した公共測量の実施は,平成29 年1月20日終了した旨の通知があった。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第83号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許年月日

平成29年1月18日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

ア 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目6番地から大字古志字浦ノー19番地1に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域に)

大島郡瀬戸内町大字古志字浦ノー19番地 1 から20番地乙に至る間の土地に接する県道 敷きの地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域(ハ)

次の点52から点92までを順次に直線で結んだ線及び点92と点52を直線で結んだ線によ

り囲まれた区域

点52 四等三角点(北緯28度13分44秒3939, 東経129度15分50秒6340) (以下「基点」 という。)から30度13分20秒175.91メートルの地点

- 点53 点52から42度29分13秒1.11メートルの地点
- 点54 点53から74度12分04秒1.67メートルの地点
- 点55 点54から40度18分52秒10.95メートルの地点
- 点56 点55から46度42分40秒10.53メートルの地点
- 点57 点56から42度10分52秒8.80メートルの地点
- 点58 点57から67度20分34秒12.23メートルの地点
- 点59 点58から75度04分19秒20.22メートルの地点
- 点60 点59から80度14分57秒7.50メートルの地点
- 点61 点60から81度15分04秒12.75メートルの地点
- 点62 点61から89度29分52秒14.03メートルの地点
- 点63 点62から96度48分58秒20.34メートルの地点
- 点64 点63から95度46分52秒7.13メートルの地点
- 点65 点64から92度39分20秒10.60メートルの地点
- 点66 点65から90度06分33秒8.39メートルの地点
- 点67 点66から86度51分11秒11.55メートルの地点
- 点07 点00分900度31万11秒11.33人。下7207地点
- 点68 点67から129度00分28秒1.77メートルの地点
- 点69 点68から86度37分20秒21.56メートルの地点
- 点70 点69から86度39分37秒17.18メートルの地点
- 点71 点70から80度42分38秒12.47メートルの地点
- 点72 点71から175度52分09秒8.25メートルの地点
- 点73 点72から267度39分48秒2.28メートルの地点
- 点74 点73から266度53分53秒13.49メートルの地点
- 点75 点74から266度53分51秒8.35メートルの地点
- 点76 点75から266度46分19秒20.00メートルの地点
- 点77 点76から266度49分39秒5.22メートルの地点
- 点78 点77から266度49分44秒14.78メートルの地点
- 点79 点78から266度49分44秒20.00メートルの地点 点80 点79から266度50分21秒15.46メートルの地点
- 点81 点80から266度45分53秒4.52メートルの地点
- 点82 点81から265度58分24秒19.50メートルの地点
- 点83 点82から263度33分22秒11.92メートルの地点
- 点84 点83から259度32分31秒6.93メートルの地点
- 点85 点84から254度27分12秒18.67メートルの地点
- 点86 点85から249度13分10秒7.11メートルの地点
- 点87 点86から246度35分19秒4.10メートルの地点
- 点88 点87から245度05分11秒7.57メートルの地点
- 点89 点88から243度13分11秒9.62メートルの地点
- 点90 点89から242度12分06秒7.18メートルの地点
- 点91 点90から274度49分54秒3.01メートルの地点
- 点92 点91から274度50分09秒1.72メートルの地点

イ 埋立区域(こ)

次の点93から点105までを順次に直線で結んだ線及び点105と点93を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点93 基点から51度25分50秒418.21メートルの地点
- 点94 点93から293度58分50秒6.61メートルの地点
- 点95 点94から287度44分05秒3.89メートルの地点
- 点96 点95から281度05分02秒12.70メートルの地点

- 点97 点96から270度54分05秒18.44メートルの地点
- 点98 点97から267度39分48秒0.46メートルの地点
- 点99 点98から0度48分36秒8.21メートルの地点
- 点100 点99から92度53分59秒6.07メートルの地点
- 点101 点100から95度04分28秒5.05メートルの地点
- 点102 点101から93度00分03秒7.89メートルの地点
- 点103 点102から97度23分50秒7.81メートルの地点
- 点104 点103から100度50分08秒3.51メートルの地点
- 点105 点104から97度12分07秒9.88メートルの地点

(3) 面積

埋立区域(/) 2,143.57平方メートル

埋立区域(二) 325.66平方メートル

合計 2,469.23平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目6番地から大字古志字浦ノー20番地乙に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点46から点95までを順次に直線で結んだ線及び点95と点46を直線で結んだ線により 囲まれた区域

- 点46 基点から30度13分20秒371.66メートルの地点
- 点47 点46から42度29分13秒1.11メートルの地点
- 点48 点47から74度12分04秒1.67メートルの地点
- 点49 点48から40度18分52秒10.95メートルの地点
- 点50 点49から46度42分40秒10.53メートルの地点
- 点51 点50から42度10分52秒8.80メートルの地点
- 点52 点51から67度20分34秒12.23メートルの地点
- 点53 点52から75度04分19秒20.22メートルの地点
- 点54 点53から80度14分57秒7.49メートルの地点
- 点55 点54から81度15分04秒12.75メートルの地点
- 点56 点55から89度29分52秒14.03メートルの地点
- 点57 点56から96度48分58秒20.34メートルの地点
- 点58 点57から95度46分52秒7.13メートルの地点
- 点59 点58から92度39分20秒10.60メートルの地点
- 点60 点59から90度06分33秒8.39メートルの地点
- 点61 点60から86度51分11秒11.55メートルの地点
- 点62 点61から129度00分28秒1.77メートルの地点
- 点63 点62から86度37分20秒21.56メートルの地点
- 点64 点63から86度39分37秒17.18メートルの地点
- 点65 点64から80度42分38秒12.47メートルの地点 点66 点65から88度14分40秒4.37メートルの地点
- 点67 点66から92度53分59秒6.07メートルの地点
- 点68 点67から95度04分28秒5.05メートルの地点
- 点69 点68から93度00分03秒7.89メートルの地点
- 点70 点69から97度23分50秒7.81メートルの地点
- 点71 点70から100度50分08秒3.51メートルの地点
- 点72 点71から97度12分07秒9.88メートルの地点
- 点73 点72から174度25分51秒10.78メートルの地点
- 点74 点73から222度27分10秒15.72メートルの地点
- 点75 点74から241度14分31秒4.13メートルの地点

- 点76 点75から281度05分02秒10.05メートルの地点
- 点77 点76から270度54分05秒16.33メートルの地点
- 点78 点77から267度39分48秒5.78メートルの地点
- 点79 点78から266度53分53秒13.37メートルの地点
- 点80 点79から286度41分26秒8.85メートルの地点
- 点81 点80から266度46分19秒19.99メートルの地点
- 点82 点81から266度49分39秒5.22メートルの地点
- 点83 点82から266度49分44秒14.78メートルの地点
- 点84 点83から266度49分44秒20.00メートルの地点
- 点85 点84から266度50分21秒15.45メートルの地点
- 点86 点85から266度45分53秒4.41メートルの地点
- 点87 点86から265度58分24秒19.07メートルの地点
- 点88 点87から263度33分29秒11.09メートルの地点
- 点89 点88から259度32分31秒5.73メートルの地点
- 点90 点89から254度27分12秒17.32メートルの地点
- 点91 点90から249度13分10秒6.08メートルの地点
- 点92 点91から246度35分19秒3.55メートルの地点
- 点93 点92から245度05分11秒7.12メートルの地点
- 点94 点93から243度13分11秒9.24メートルの地点
- 点95 点94から242度12分06秒11.44メートルの地点

(3) 面積

6,233.12平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

鹿児島県告示第84号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により、次のとおり同条第1項の 道路とみなされる道を指定した。

平成29年1月31日

| 田 田 | 白旧 | 知事 | _ | |
|-----|----|------------------|---|--|
| | 馬場 | ナII 事 | _ | |

| | 指定の年 | | 指 | 定 | 道 | 路 | • | |
|------|-------|------------|-------|----------|-----|-------|-----|------|
| 指定番号 | | <u> </u> | | 严 | 延 | 長 | 幅 | 員 |
| | 月日 | 位 | | 置 | (メー | ・トル) | (メー | トル) |
| 建第2- | 平成28年 | 肝属郡肝付町富 | 山字上 | :尾929番1 | | 89.68 | | 4.00 |
| 1号 | 3月24日 | の一部, 929番3 | ,929番 | :4の一部, | | | | |
| | | 935番2の一部, | 936番 | 2の一部及 | | | | |
| | | び935番2地先里 | 見道の- | 一部 | | | | |

鹿児島県告示第85号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により,次のとおり同条第1項の 道路とみなされる道を指定した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

| | 指定の年 | | 指 | 定 | 道 | 路 | | |
|------|-------|--------------|-----|-----------|-----|---------|-----|------|
| 指定番号 | 日日日 | 告 | | 置 | 延 | 吾 | 幅 | 員 |
| | 月日 | 1 <u>1/.</u> | | <u>但.</u> | (メー | トル) | (メー | トル) |
| 建第3号 | 平成28年 | 出水市内におけ | る次の | 図に示す箇 | 9, | 919. 20 | | 4.00 |
| | 4月1日 | 所 | | | | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部建築課及び北薩地域振興局建設部土木 建築課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第86号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により,次のとおり同条第1項の 道路とみなされる道を指定した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

| | 性学の年 | | 指 | 定 | 道 | 路 | | |
|------|------------|------------|---------|-----------|-----|-------|-----|------|
| 指定番号 | 指定の年 月日 | 位 | | 里 | 延 | 長 | 幅 | 員 |
| | ЛЦ | 111. | Ц | ⊒. | (メー | トル) | (メー | トル) |
| 建第3- | 平成28年 | 出水市高尾野町 | 柴引字寺 | 園1169番 | | 89.00 | | 4.00 |
| 1号 | 7月21日 | 1の一部, 1169 | 番4の一 | 部, 1169 | | | | |
| | | 番5の一部,1 | 172番 2 | の一部, | | | | |
| | | 1173番1の一部, | 1173番 4 | の一部, | | | | |
| | | 1175番の一部, | 1178番 | の一部, | | | | |
| | | 1178番1の一部 | ,1187番 | の一部, | | | | |
| | | 1188番の一部, | 1189番 | の一部, | | | | |
| | | 1190番1の一部 | 及び1169 | 番4地先 | | | | |
| | | 里道の一部 | | | | | | |

鹿児島県告示第87号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により,次のとおり同条第1項の 道路とみなされる道を指定した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

| | 指定の年 | | 指 | 定 | 道 | 路 | | |
|------|-------|-------------|-----|----------|-----|--------|-----|------|
| 指定番号 | 日日日 | 吞 | | 置 | 延 | 長 | 幅 | 員 |
| | ЛЦ | <u>11/.</u> | | 但 | (メー | トル) | (メー | トル) |
| 建第4号 | 平成28年 | 姶良市内におけ | る次の | 図に示す箇 | 15, | 046.49 | | 4.00 |
| | 11月1日 | 所 | | | | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部建築課及び姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第88号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により, 平成28年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 募集種目

自衛官候補生(男子)

2 募集期間

平成29年2月1日から同月17日まで

3 試験期日

平成29年2月24日から同月25日まで

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

| 試験場の位置 | 試験場の名称 |
|-----------------|----------------|
| 奄美市名瀬永田町17番3号 | 鹿児島県大島支庁及び委託病院 |
| 霧島市国分福島二丁目4番14号 | 陸上自衛隊国分駐屯地 |

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提

出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

大隅地域振興局告示第5号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年1月31日

大隅地域振興局長 酒匂司

| 指定の年 | 申請者の住所及び | | 指 | 定 | 道 | 路 | | |
|-------|-----------|---------|---------|----|------|-------|---------|-------|
| 月日 | 名称並びに代表者 | 位 | 置 | | 延 | 長 | 幅 | 員 |
| ЛП | の氏名 | 11/4 | | | (メー) | トル) | (メー | ・トル) |
| 平成29年 | 鹿児島市東開町13 | 志布志市志 | 布志町志 | 布志 | | 63.02 | | 6. 17 |
| 1月6日 | 番7号 | 字南牧1605 | 番 4 | | | | | |
| | 丸和建設株式会社 | | | | | | | |
| | 代表取締役 | | | | | | | |
| | 和田康伸 | | | | | | | |

公告

平成28年度行政書士試験合格者公告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条の規定により実施した平成28年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年1月31日

| | | 鹿児島県知事 | 三反園訓 |
|---------|---------|--------|---------|
| 受験番号 | 受験番号 | | 受験番号 |
| 9110012 | 9110021 | | 9110028 |
| 9110040 | 9110043 | | 9110056 |
| 9110091 | 9110134 | | 9120004 |
| 9120009 | 9120019 | | 9120023 |
| 9120024 | 9120026 | | 9120033 |
| 9120044 | 9120050 | | 9120060 |
| 9120075 | 9120078 | | 9120091 |
| 9120092 | 9120115 | | 9120119 |
| 9120149 | 9120161 | | 9120165 |
| 9120172 | 9120179 | | 9120183 |
| 9120192 | 9120193 | | 9120199 |
| 9120205 | 9120230 | | 9120265 |
| 9120297 | 9120344 | | 9120349 |
| | | | |

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年1月31日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|-----------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CR Another アナザー | 株式会社藤商事 | 6P1558 |

| | FPS | | |
|---------|-----------------|-----------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRデコラッシュLPL | ベルコ株式会社 | 6P1455 |
| ぱちんこ遊技機 | CRデコラッシュSTW | ベルコ株式会社 | 6P1534 |
| ぱちんこ遊技機 | CRAドラセグ2WBA | 株式会社三洋物産 | 6P1263 |
| ぱちんこ遊技機 | CRAスーパーわんわんパラダイ | 株式会社三洋物産 | 6P1379 |
| | スDS | | |
| ぱちんこ遊技機 | CRシルバーダイヤモンドSBB | 株式会社三洋物産 | 6P1536 |
| ぱちんこ遊技機 | CR銭形平次withでんぱ組. | 株式会社高尾 | 6P1541 |
| | i n c S M D | | |
| 回胴式遊技機 | パチスロキンニクマン3/СС | 山佐株式会社 | 6S1492 |
| 回胴式遊技機 | オニハマアイ/L7 | ベルコ株式会社 | 6S1167 |
| 回胴式遊技機 | ドキドキマンゴー/SP | 株式会社パイオニア | 6S1252 |
| 回胴式遊技機 | ハナデココ/DX | 株式会社パイオニア | 6S1388 |
| 回胴式遊技機 | パチスロ 機動戦士ZガンダムS | 株式会社ビスティ | 6S1412 |